

## 令和7年度 第2回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和7年8月5日（火）午前9時30分～10時50分

2 場 所：山梨労働局1階 大会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、後藤委員  
労働者代表 白倉委員、小林委員、櫻井委員、船渡委員、松長委員  
使用者代表 早川委員、長谷川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員  
事務局 岩崎労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長  
小林賃金室長、深沢室長補佐

### 4 議事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

### 5 審議会内容

（室長補佐）

おはようございます。

本日は、公益側石垣委員、岡松委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上、または、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、定足数が満たされていることが確認できましたので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

なお、使用者側依田委員に置かれましては、業務の都合で途中退席される場合がありますことを事前に伺っております。

それでは、ただいまから、令和7年度第2回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

また、当審議会是一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上にございますのが次第、配席表、審議日程表、変更案でございます。

これらは一枚のものです。

左上にホッチキス止めした「山梨地方最低賃金審議会資料（第２回山梨県最低賃金審議会審議資料）」、最後に、「当日配布資料」といたしまして、「令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」を当日配布資料として机上配布させていただいております。

お手元の資料で足りないもの、かけているものがございましたら、すぐに手配をさせていただきますが、よろしかったでしょうか。

それでは、後藤会長、以後の議事進行をお願いいたします。

## 【 （１） 今後の審議日程について 】

（後藤会長）

おはようございます。

それでは、第２回本審を、次第にしたがって進めさせていただきたいと思います。

まずは、議事(1)の「今後の審議日程について」から始めたいと思います。

事務局から御説明をいただきましょうか。

よろしくお願いします。

（賃金室長）

それでは説明いたします。

着座にて失礼いたします。

お手元に配付しております、一枚物の「令和７年度地域別最低賃金審議日程表」、変更案を御覧いただければと思います。

日程につきましては、令和７年７月１４日に開催されました第１回の本審で御承知いただきましたが、中央最低賃金審議会の状況などを踏まえ、再度調整させていただいた日程表となっております。

本日の審議会におきまして改めて御承知いただくようお願いいたします。

本日は、この本審が終了したのち、第２回の専門部会を開催したいと思っております。

専門部会の委員の皆様はよろしくお願いいたします。

次に、この日程表に基づきまして説明させていただきますと、８月２１日からは第３回専門部会におきまして、具体的な金額審議を行う予定としております。

８月２５日には第４回専門部会が予定されておまして、ここでも金額審議を行っていただく予定としております。

８月２７日午前中、第３回の本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

8月25日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がありますので、異議審となる第4回本審の日程として9月10日以降を予定しております。

また、本日、特定最低賃金の必要性に関する諮問を行います。8月19日は、特定最低賃金検討委員会の開催を予定しております。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、9月10日以降の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただく予定としております。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ただいま事務局から御説明がございましたが、日程につきまして、7月14日に開催した第1回本審で承認されていますが、中央最低賃金審議会の状況などもありまして、改めて変更の日程が提示をされたところですが、この日程で審議を進めたいと思いますが。

まずは、御意見、御質問からお伺いしましょうか。

何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

(長谷川委員)

すいません、このスケジュールで行くと、発効はいつになるのかなあと。

(賃金室長)

10月の下旬です。

(後藤会長)

他に何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

それでは、この日程で審議を進めたいと思いますが、御承認ということによろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

## 【 （２） 令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について 】

（後藤会長）

それでは、この日程で進めることといたしまして、議事に進みたいと思います。

続きまして、議事の(2)「令和７年度地域別最低賃金の目安について」ですが、事務局から御説明をお願いいたします。

（賃金室長）

説明をさせていただきます。

昨夜、中央最低賃金審議会のほうから目安額がございました。

今日、お手元に、当日配布資料としまして、机上に配布させていただきました。

当日配布資料の１ページを御覧いただきたいと思います。

１ページ、これが中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣あてに出されました、令和７年度地域別最低賃金額改定の目安について、答申というものでございます。

ここで書かれている部分の説明は省略させていただきますして、続きまして３ページにいていただければと思います。

３ページでございます。

令和７年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解という資料になっております。

ここを見ていただきますと、１番のところで目安額が示されております。

山梨、Ｂランクになっていまして、Ｂランク 63 円が目安額として示されております。

Ａランクも同じく 63 円、Ｃランクにつきましては 64 円となっております。

15 ページからいきますと、参考資料としまして、消費者物価指数の対前年の上昇率の推移とかですね、参考の資料が 15 ページから 66 ページまでつけさせていただいております。

67 ページからはですね、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告をつけさせていただいております。

以上で説明を終わります。

（後藤会長）

ありがとうございました。

（監督課長）

補足で説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。

基本的に、3 要素だけではなくて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」、いわゆる政府の方針に配意してほしいというのが最近のトレンドの一つに入っている状況になります。

続きまして、生計費の関係です。

生計費なんですけれども、昨年も使われていましたが、「頻繁に購入する品目」というものを経済データとしては使っているのですけれども、今回はそこだけではなくて、いわゆる持家の帰属家賃を除く総合の指数、もう少し物価全体の指数を、傾向として押し上げているという形になっています。

また、昨年度はおそらくなかったと思うんですけれども、エンゲル係数の話も出てきておりまして、エンゲル係数が 26.5%、勤労者世帯全体ですね、で上がってきているという言及になってきているという形になります。

また、同じく 4 ページの下の「こうした中」というところから入ってくるんですけれども、食料品、当然、最低賃金に近い方にとって一番重要な項目なんです、それについて、6.4%で引き上げ状況になっている形になってます。

それ以外の基礎的支出ですね、保険医療であったりとか光熱費であったりというものもかなり上がってきているのが 4 ページです。

さらに、次のページめくっていただきまして、電気代、通信料などが非常に大きく上がってきているという形になってきています。

いわゆる物価全体がいずれも昨年よりは上がってきているという状況にあるという形が、中央最低賃金審議会の報告として上がってきている形となります。

続きまして、賃金に関する話です。

賃金に関する話は基本的には同様に、食料品や物価ほどの伸びはないですけれども、昨年の連合の平均よりも、今年度の報告のほうが、もちろん状況もいいですし、という形になっています、経団連も同様の報告となっております。

資料に入ってきてました、賃金改定状況調査、いわゆる第 4 表という審議においてよく使わせていただいているものです。

昨年度の A さんが翌年度にどれくらい上がったのかという改定状況ですね、これは全体になります。

全体の人たちの賃金の伸び率としてみますと、昨年度を超える 2.5%、最高の賃金の伸び率という形の状況となっています。

また、6 ページを見ていただきまして、ここも新しく入ってきた議論になっているんですけれども、いわゆる E U 指令、E U 指令の関係の話になっています。

これがそもそもどれくらい議論に寄与するべきなのかという議論は当然あるんですけれども、中央最低賃金審議会としましては、中央値との割合ですね、が 46.8%であって、日本はフランスやイギリスに比べると低い数字になっていますという報告が上がってきております。

最後に賃金の３要素の三つ目である通常の事業の、会社側の賃金支払能力の関係になってきております。

一人当たりの付加価値額が伸びてきていますと、いう話になっていて、付加価値額であったりとか企業の利益が上がっていると企業の収益が良くなりますので、労働分配率は低下傾向にあります、というのが７ページに記載されている中身になっています。

ただし、そうはいつても、山梨は中小企業が多いと思いますけれども、８割、労働分配率、いわゆるお給料を払う、人件費の割合が８割となっていますので、４．６％下がってるとは言えど、まだ高い率になっているのかなという形になってきております。

また、賃上げするにも何するにも、とにかく価格転嫁が重要であるというのは、労使ともに一致の認識だと思いますけれども、価格転嫁自体は進んできている、どの分野に対しても価格転嫁は進んできまして、やや遅れてきた労務費についても価格転嫁は進んできているという話になりますが、まだ一方で７ページの下から二つ目のパラレルにあるように、１割から３割が価格転嫁できていない企業が２５％ありますし、また、全くできていないところも１５％ございしますが、やはり二極化が進んできている、ここについては、行政として手を入れていかなければならない分野だと思っております。

こういうところを踏まえまして、まとめとしてあります、８ページの後ろの、この結果アからウで触れているところでまた見させていただいているのが、今回の中央最低賃金審議会の目安の中身をまとめた個所となります。

簡単ですが、以上、補足させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

（後藤会長）

はい、ありがとうございます。

なかなか説明が、皆さんもまだ御覧になったばかりですので、なかなか、質問といっても難しいかもしれませんが、一応、今御説明をいただいた範囲で、また、今御覧になられた範囲で御質問等受け付けたいと思います。

何か御質問ございますでしょうか。

（長谷川委員）

これ、小委員会のですよね。

全員一致でなかったというその、割合がちょっとわからないんですけれども。その、賛成反対の、よくここでもあるように。

（監督課長）

おそらくは、審議を採決していないんだと思います。

中央は、基本的には採決は取らないです。

公益委員に見解を出すというところまで労使が一致した場合については、額に不満があるので、公益委員会見解出しますよというところまで成立させたら、そこより上のものは、労使が不満を述べて、異議を述べて承諾はしない、委員会が出すことはいいですよという形になりますので、基本的に採決はほぼ行っていない。

今回は報道等を見ると何も書いていないので、おそらく採決はしていないのであろうと思います。

(長谷川委員)

なるほど。

この1ページの1番の1番に、意見の一致をみるに至らなかった、というのがそういう意味。

(監督課長)

おっしゃるとおりです。

公益委員会見解は出してもいいけど、中身について納得はしていないというスタンス、労使ともにスタンスとなっています。

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

はい。

(後藤会長)

ほかに何か、御質問ございますでしょうか。

(長谷川委員)

誰かのビデオがあったですね、去年は、確か。

(賃金室長)

メッセージはですね、間に合わない。

(長谷川委員)

また今から出てくる可能性は。

(賃金室長)

また、おそらく。

(依田委員)

あまりにバタバタ過ぎて、会議の資料も、皆さんの認識も、我々もそうですけれども。

なんていうかな、10月、一生懸命向けてやるのはいいんだけど、それ、別に決まっているわけではないですし、今日の委員会も、皆さんの認識とか、資料の読み込みとか、きちっとやらないと議論にもならないと思います。

そういった意味で、日程は日程であるんでしょうけれども、時間、もしくは資料不足だったら、また日程調整しなおしてやるというようなことも大事なのかなというのも一つ思います。

それから、我々の場合ですと、やっぱり経常利益というのが、一番の資料の32ページ、日銀短観の経常利益の推移というのがあって、必然的に経常利益がおっこってきているんですね。

一番右側の、右に下がっている。

売上高、経常利益率の推移というところが2024年以降下がってきている。

こういう状況も、非常に我々としてはこの数値を重く見ているというふうには思っています。

ということで、以上です。

(後藤会長)

はい。

日程の御要望とことでしょうかね。

今回のこの内容というよりは、じっくりやりたいと、やって方がいいんじゃないかと、いうことでしょうかね。

(山岸委員)

実際の金額論議は、この後も専門委員会でされることになると思うんですが、参加できない身として一つ言っておきたいのが。

いつも出てくるこの目安額の説明で、ある程度今回読み込んでみる中で、物価水準ですとか賃上げの状況というのは、まあ、一定の理解がすすんだというところなんですけど、今、依田委員がおっしゃられたように、企業収益の部分、支払い能力の部分については、これは国全体なんですけど、こここそ地域の実情を反映すべき部分だと思っております。

中央最低賃金審議会の数字を使うのではなくて、しっかりと山梨県内の地域の

企業の状況を踏まえた中で3要素、バランスよく専門委員会で御議論いただけたらと思います。

以上です。

(後藤委員)

はい、わかりました。

今後の進行についてと、御要望ということでお聞きをさせていただきます。

ほかに、この報告書に関して御質問、御意見ございましたら。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤会長)

よろしいですかね。

それでは今いただいた御意見は、今後の審議の中で、それを踏まえてお話をさせていただきますと思います。

### **【 (3) 賃金実態調査結果等について 】**

(後藤会長)

それでは、議事を進めさせていただきます。

続きまして、議事(3)「賃金実態調査結果等について」でございます。

こちら、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

資料の1ページ、審議資料を御覧いただければと思います。

「令和7年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省におきましては、例年、最低賃金に関する実態調査としまして2種類の調査を実施しております。

賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となります。

調査の概要はこちらのページに記載されております。

中ほどの3(2)にあります。常用労働者が30人未満の企業に属する民営事業所を対象に調査を行っています。

その下の表には、回収率が記載されております。

回収率は 30.2%とおおむね例年並みとなっております。

3 ページ以降、第 1 表、第 2 表、第 3 表とあります。

B ランクを赤枠で囲みましたので、適宜御参照いただければと思います。

6 ページからの第 4 表を御覧いただければと思います。

賃金上昇率の表となっております。

第 4 表の①は男女別の内訳を示しております。第 4 表①の左端の産業計・男女計を見ますと、ランク計の賃金上昇率は 2.5%となっております。

ランク別では、産業・男女計で A ランクが 2.1%、B ランクが 2.9%、C ランクが 3.0%となっております。

男女別の賃金上昇率を見ますと、左端の産業計・B ランク計で、中段の男性が 1.8%、下段の女性が 3.8%となっております。

続きまして 7 ページ、第 4 表②でございます。

一般パート別の賃金上昇率になります。

左端の産業計・ランク計で見ますと、中段の一般労働者は 2.3%、下段のパートは 2.9%となっております。

B ランクは、一般労働者が 2.5%、パートは 3.5%となっております。

次に 8 ページ、第 4 表③でございます。

第 4 表の①、②と③の相違点については、一番下の資料注に記載がありますが、第 4 表①や②については、集計労働者である 31,297 人全員から賃金上昇率を計算しております。

一方で、第 4 表③では、令和 6 年 6 月と令和 7 年 6 月の両方に在籍していた労働者である 25,932 人のみ、割合でいいますと 82.9%の労働者に限定して賃金上昇率を計算しています。

言い換えますと、第 4 表③では継続労働者のみを集計対象にしていますので、昨年 6 月に在籍していたものの、今年 6 月に在籍していない退職者、昨年 6 月には在籍していなかったものの、今年 6 月に在籍するようになった入職者は第 4 表③の集計対象には入っていないということになります。

表の左上のほう、産業計・ランク計の賃金上昇率は 3.2%となっており、ランク別に見ますと、A ランクが 2.9%、B ランクが 3.4%、C ランクが 3.6%となっております。

続きまして、少し飛びまして 13 ページを御覧いただければと思います。

これは、令和 6 年の賃金構造基本統計調査を基にした各都道府県別の賃金分布です。

山梨が記載されているページを抜粋しております。小さい表ですので、主だった箇所の金額がわかるように付記しました。

続きまして、17 ページを御覧いただければと思います。

未満率と影響率に関する資料です。

原則 30 人未満を対象として行った最低賃金に関する基礎調査によるもので、10 年間の推移がランクごとに記載がされています。

18 ページは、都道府県別に記載がされています。

19 ページは、5 人以上の事業場が調査対象となっている、賃金構造基本統計調査に基づいた表となっております。

前のページのデータと比べますと数値が異なりますが、最低賃金に関する基礎調査と賃金構造基本統計調査は対象となる事業場規模や業種が異なるため、未満率及び影響率の値も異なる結果となっております。

参考資料としまして、資料の最後の 83 ページになりますが、各調査の対象業種や事業場につきまして、賃金改定状況調査、最低賃金に関する基礎調査、賃金構造基本統計調査についての簡単な説明資料がありますので必要に応じ御参照いただければと思います。

戻りまして、21 ページを御覧いただければと思います。

上の表は、山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

23 ページは、山梨県最低賃金の未満率と影響率の推移を示した資料となります。

続きまして、25 ページを御覧ください。

数字がたいへん小さく申し訳ございません。

こちらは、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、県内の賃金階層別、業種別、規模別の労働者数を記載した一覧表になります。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載されておりますが、各階層の幅は、一律ではなく、現在の最低賃金額 988 円に近いところから、2 枚目の 1,089 円までは 1 円刻み、その後、1,500 円までは 10 円刻みといたしました。

また、金額が記載されている行の各欄は数字が 2 段書きで記載されていますが、上段の数字はその金額階級までの累積労働者数、下段のカッコ書きの数字は累積の構成比になっています。

次に 29 ページを御覧いただければと思います。

こちらは先ほどの表のデータにおいて 1 円刻みとしていた賃金階層も 10 円刻みとした上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化したものです。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

次に 30 ページを御覧いただければと思います。

上のグラフは、平成 22 年以降の「最低賃金に関する基礎調査」での推移を現したグラフになります。

下のグラフは、今年の「最低賃金に関する基礎調査」での、業種ごとに表したグラフになります。

続きまして 31 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、本年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づきまして、現在の最低賃金額である 988 円を下回っている労働者の割合である未満率を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である影響率を 1 円刻みで、裏面の 1,068 円まで試算した結果の資料となります。

次に、33 ページを御覧いただければと思います。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

資料上部の四角の囲みの中の 2 行目の中段くらいの「また、」からですが、最低賃金は時間額で決められておりますが、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成 20 年度の中央最低賃金審議会におきまして比較方法が整理され、第 1 類費、第 2 類費及び期末一時扶助費それぞれの加重平均値を足し上げ、これに住宅扶助の実績値を加えたものと、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになっております。

36 ページは、全国の生活保護と最低賃金がグラフ化されています。

37 ページは、令和 6 年最低賃金改定額を反映しております。

続きまして、39 ページを御覧いただければと思います。

ここからは、山梨の最低賃金と生活保護を実際に比較計算した資料となります。比較結果については、41 ページになります。

中ほどより下、「3 生活保護水準と最低賃金との比較について」を御覧いただきますと、山梨においては、手取り額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を 38,477 円上回る結果となりました。

説明は以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問あるいは御意見はございますでしょうか。

(長谷川委員)

6 ページ、7 ページ、8 ページの賃金上昇率と 21 ページの最低賃金推移一覧の引上げ率、この引上げ率と賃金上昇率って何がどう違うのか教えてください。

(監督課長)

21 ページは最低賃金の引上げ率の話になってまして、6 ページは県内の統計状況調査になってまして、先ほど賃金室長から説明がありましたけれども、第 4 表、一番よく使うのが 6 ページより 8 ページなんですけれども、基本的に 8 ページを見ていただければいいんですが。

8 ページは昨年の 6 月と今年の 6 月両方在籍していた人、A、B、C、D さんがいたとして、C、D さんは今年入ってきたから抜いて、A、B さんの昨年 6 月と今年 6 月でどれだけ給料が上がっているかを調べている統計調査がこちらの 8 ページの資料となっていて。

(長谷川委員)

それが 3 点いくつとか 4.0 とか 4.4 とか、そういうの。

(監督課長)

それは今年で行くと 3.4% 昨年と比べたら事業場平均で行くと対昨年比で行くと上がっている。

(長谷川委員)

そうですね。

その 21 ページのほうの賃金引上げ率っているのは、イコールじゃ。

率はっていうのは、何。

(監督課長)

最低賃金を昨年に比べて今年は何パーセント引き上げたかというのが 21 ページ。

(長谷川委員)

ごめんなさい。

最低賃金のほうの引上げ率っていうのは賃金上昇率。言葉がイコールと考えていいの。

(労働基準部長)

言葉の意味身は同じ、対象は違いますけれども。

語句の意味は同じ。

(長谷川委員)

わかりました。

これ、じゃあ、そういう意味からいうと、最低賃金は 5.33% 去年上がったけれども、さっき言ったよく使う在籍 6 月と 6 月に在籍した人たちの上昇率が、例えば、パートの B ランクでいうと 3.6 っていうことは、最低賃金は 5.33 上がったけれども、平均すると、3.6% 程度しか上がっていないですよって、そういうことでいいのかな。

(労働基準部長)

最低賃金より上の方の金額はもちろん上がっているのですが、上げ率というのは、その下の人たちの分が。

(長谷川委員)

下がるもんね、ああ、そういうことか。

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

(長谷川委員)

はい。

(後藤会長)

ほかに何か、御質問、御意見ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

#### 【 (4) 労使からの意見聴取結果について 】

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、議事を進めさせていただきます。

議事(4)「労使からの意見聴取結果について」に移ります。

こちら、まず、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

45 ページを御覧いただければと思います。

45 ページからが、労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料になります。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から意見聴取する項目を記載したアンケート用紙を事前に意見聴取への協力及びアンケート用紙への記載の依頼を行いました。

その後改めまして、事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認しながら、若しくはアンケートに基づいて労使双方から個別にヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

対象としました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社です。

企業名の公開につきましては、両社とも匿名を希望されているため、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」と表示をさせていただいておりますが、御理解をいただければと思います。

まず、A社について説明いたします。昨年度と同じ事業場でございます。

切削部品およびキャリアテープの製造を行っている事業場となります。

産業分類の中分類では金属製品製造業です。

昨年度と比較ができるということで、今年度もお願いしたところでございます。

資料の46ページを御覧いただければと思います。

意見聴取の対象者は、使用者側は総務課総務課長代理で、給与手続き、人事関係を含めた総務全般の業務を行っている方でございます。

私どもから、事業場側に使用者側と労働者側の協力をお願いしますというところで、お願いさせていただいたところ、総務課の課長代理の方に使用者側ということで対応していただいております。

続きまして、47ページのスライドを御覧いただければと思います。

最近の景況感などにつきましては、売上計画及び営業利益は昨年より増収、増益見込み、自動車部品は一部低下、医療関係、ミラーレスカメラは戻ってきているため好調、アメリカ関税に対する影響は今後の情報収集が必要とのことでした。

下のスライドには、近年の労働者数の推移を記載しております。

全体数としては大きく変化はないとのことでした。

正規・非正規の比率は正規の比率が増加しているが、派遣社員の雇用も行っているということでした。派遣社員は、私どもがお聞きしたときは、5名でございました。

次に48ページのスライドを御覧いただければと思います。

賃金の改定につきましては、続く物価高や情勢の賃金アップ状況を踏まえ、増額2.5%のベースアップ実施、定期昇給も含む全体では6.02%とのことでした。

49ページの上のスライドを御覧いただきたいと思います。

最低賃金に関する認識です。

現在の最低賃金は、現在の物価高等を考えると妥当もしくは不足しているのではと思うとのことございます。

最低賃金の改定状況の感想としましては、年々上昇する物価等に対する対応としてやむを得ない改定であると思うとのことございました。

次に下のスライドを御覧いただければと思います。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況につきましては、物価上昇による価格転嫁は行っているが、人件費に対する価格転嫁が厳しく実施できていない、現状のキャパ以上の注文などの対応があれば交渉可能とのことでございました。

50 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最低賃金に関する御意見として、働く側と雇用する側の負担とバランスの取れた賃金改正を期待する。

2020 年代に全国平均 1,500 円としているが、毎年 100 円近く上げることとなりかなり厳しいとの御意見をいただきました。

続きまして、A 社の労働者の方からの意見聴取結果となります。

労働者側は、製造部門の主任をされている方です。

51 ページを御覧いただければと思います。

最低賃金に関しましては、最低賃金の引上げ額、山梨県の最低賃金は物価の上昇が続いているので良い改善だと思う。

山梨県の最低賃金 988 円について、家賃・光熱費などを除くと 1 日の生活費が 2,000 円位なため、貯金、ローンなどを考えると安いと思うとのことでございました。

また、最低賃金の改定につきましては、物価の上昇、消費税に見合うよう考慮してもらいたい。今後も最低賃金を上げるようにしてほしいとのことでございました。

続きまして、B 社からの意見聴取結果となります。

53 ページを御覧いただければと思います。

飲食サービス業、レストランを行っている事業場となります。

意見聴取の対象者は、使用者側は代表取締役社長でございます。

まず、使用者側からの聴取結果ですが、53 ページからとなります。

54 ページ上のスライドを御覧いただければと思います。

最近の景況感についてですが、横ばいといった感じである、物価高の影響か客数は減ったが客単価は上がっている、とのことでした。

続きまして、55 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

賃金の改定状況などについてですが、初任給の決定の際には、売上、利益、人件費率、仕事への姿勢などを参考にしている。

パートの賃金につきましても能力に応じて採用後 3 か月で単価を 50 円上げている者もいるとのことでした。

続きまして、55 ページの下のスライドでございます。

最低賃金に関する認識などについてですが、山梨県の最低賃金 1 時間 988 円は厳しい額だが遵守している、ということでございます。

最低賃金の改定状況について、急激に負担が増えた気がすることから、もう少

しなだらかにと思っている、とのことでございました。

次に、56 ページの下のスライド御覧いただければと思います。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況につきましては、仕入金額が上がった場合は価格転嫁できているが、人件費についてはできていないとのことでございました。

57 ページ上のスライドでございます。

最低賃金に関する要望などとしては、賃金アップ関連の補助金等わかりやすく、申請も簡素化してほしいとのことでございました。

続きまして 57 ページの下のスライドから、労働者の方からの意見聴取となります。

業務全般をされている一般労働者の方でございます。

58 ページの上のスライドを御覧いただければと思います。

最低賃金に関する認識ですが、最低賃金制度については知っているが、山梨県の最低賃金額具体的な額は知らないということでございます。

最低賃金の引上げについてニュースなどで認知しているが給料に反映されていないので実感がわかない。

山梨県の最低賃金 1 時間 988 円については物価高に追いついていなく生活が苦しいと感じるため安いと思うとしています。

58 ページの下のスライドでございます。

最低賃金に関する意見などについては、最低賃金について実際労働している側に大きく反映しているかわかりにくいので、もっとわかりやすく上げるべきだという御意見でした。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、今説明いただいた内容について、御質問を、また、受け付けたいと思います。

何か御質問ございますでしょうか。

(松長委員)

すいません。

43 ページなんですけれども。

この企業様は、下のほうなんですけれども、価格転嫁について書いてある部分があるんですが、物価上昇による価格転嫁を行っているんですか、行ってもらっているんですか。

これ、書き方によっては、でも中小、大きい企業じゃないから、大手、価格転

嫁をしてもらって、モノに係るお金は価格転嫁してもらったが、人件費については厳しいということの理解でよろしいんでしょうかね。

(賃金室長)

事業場として価格転嫁を行っている。

(委員)

行っているということですか。

では、その先に出す、あるいは、さらに自分たちの事業所が価格転嫁を行ったということの理解でよろしいですか。

すごくちょっと違うと思うんですよね、この書き方、理解がですね。

すいません、ありがとうございました。

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

ほかに、ただいまの説明に対して、何か御質問ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

## **【 (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について 】**

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、議事をすすめさせていただきます。

続きまして、議事(5)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の諮問となりますが、まずは、労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過等について、御説明をお願いいたします。

(賃金室長)

事務局から申出の経過などにつきまして、説明をさせていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年2月に、電機連合山梨地方協議会から山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械器具製造業最低賃金の改正についての申出に関する意向表明がなされ、また、基幹労連山梨県センター、自動車総連山梨地方協議会、電機連合山梨地方協議会及びJAM甲信山梨県連絡会の連名で、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金に係る同様の意向表明

がございました。

その後、表明されていまして意向のとおり、令和 7 年 7 月 22 日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が電機、自動車それぞれの特定最低賃金について提出されました。

資料につきましては、59 ページからが電機に係る申出書の写しとなります。

なお、申出書に添付されていまして各単組の合意書及び委任状並びに協定書等につきましては、本資料への添付は省略させていただいております。

自動車につきましては、資料の 65 ページからとなりますが、各組合の内訳を取りまとめた資料を参考に添付しております。

受理いたしました申出書につきましては、事務局で内容を確認し、要件でありますおおむね 1 / 3 の合意があったものと判断しまして、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただくこととなりました。

ここで、改めまして、特定最低賃金につきまして、簡単に説明させていただきます。

審議資料の 67 ページを御覧いただければと思います。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いにつきまして記載されております。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットである一方、特定最低賃金につきましては、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものであり、また、公正な賃金の決定に資するものとされております。

次に 68 ページを御覧いただければと思います。

こちらは、特定最低賃金の改正等の手順について記載した図になります。

地域別最低賃金の審議と比較しますと上段の部分が異なっております。

地域別最低賃金の場合と異なり、まず、特定最低賃金改正の意向表明をいただきまして、その後、申出書の御提出をいただいたのち、労働局長から地方最低賃金審議会に、改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

これを受けまして、地方最低賃金審議会では、特定最低賃金検討委員会を設置しまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について調査審議を行っていただくこととなります。

審議の結果、必要性ありとの結論に達し、答申をいただいた場合には、改めて労働局長から改正決定の諮問をさせていただき、地域別最低賃金の場合と同じように専門部会を設置し、調査審議に入っていただくという流れになります。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

まずは、ただいまの御説明について、御質問を受け付けたいと思います。

何か御質問はございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、労働局長から諮問をお受けしたいと思います。

( 局長から会長に諮問文手交 )

(後藤会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは、電機の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0805 第 1 号、令和 7 年 8 月 5 日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨労働局長 岩崎充

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車の方を朗読いたします。

山梨労発基 0805 第 2 号、令和 7 年 8 月 5 日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨労働局長 岩崎充

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和 7 年 7 月 22 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長、松井純一、電機連合山梨地方協議会議長、三輪茂樹及び J A M 甲信山梨県連絡会会長、杉原孝一から最低賃金法、

昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」、平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をお願いいたします。

(労働局長あいさつ)

それでは、諮問に当たりまして、御挨拶申し上げます。

ただいま、令和 7 年度「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報機械器具製造業最低賃金」及び「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正の必要性につきまして、諮問をさせていただきました。

本日の諮問に至るまでの経緯につきましては、先ほど、事務局から説明させていただきましたとおりでございます。電機関係及び自動車関係の特定最低賃金につきまして、本年 2 月に改正申出の意向をお受けし、さらに、先日、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

先ほど事務局から説明がありまして、地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たすものでありまして、全 47 都道府県で必ず設定するとされているものではございますけれども、特定最低賃金は、それとは少し異なった建付けになっておりまして、平成 20 年改正前の最低賃金法では単純に産業別最低賃金と呼んでおりましたけれども、これにつきましては、特定の最低賃金ですね、特定の産業における労働条件の向上、または事業の公正競争に関する観点から、当該関係労使の申出を要件としまして、労使のイニシアティブにより決定されるというものとなっております。

地域別最低賃金の御審議がこれから本格化していくという中で、先んじて特定最低賃金の諮問をさせていただくということになりましたけれども、地域別最低賃金の諮問と同様に皆様方には難しい御判断をいただくこととなりますけれども、特に労使の皆様のイニシアティブを十分に発揮いただきまして、御審議くださいますようお願い申し上げます。諮問に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び山梨県自動車・同附属品製造業のこの２点の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がございました。

そこで、当審議会としましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして、審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと思います。

それでは、ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思いますが、この委員会について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。

審議資料の 75 ページの「令和 7 年度最低賃金改正等の推進について」を御覧いただければと思います。

第 1 の 1 によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととされております。

次に 76 ページを御覧いただければと思います。

上の方の(3)でございます。

特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各 2 名を選出していただき、会長が指名することとされております。

したがいまして、検討委員会の設置に当たりまして、各側 2 名の委員の御選出をよろしく願いいたします。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

まずは、今の事務局の説明について、御質問、御意見を伺いたいと思います。

何か、御質問、御意見ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

ないようですので、特定最低賃金検討委員会の委員につきまして、各側 2 名ずつの選出をお願いいたします。

事前に、事務局から、本日この場にて報告をしていただく旨の連絡がなされて

いると思いますので、各側から御報告をお願いしたいと思います。

まずは、労働者側からお願いできますでしょうか。

(労働側委員)

はい、選出2名でございます。

小林委員と櫻井委員を選出したいと思います。

よろしくお願いします。

(後藤会長)

次に、使用者側からお願いいたします。

(早川委員)

山岸委員と、私、早川の2名でお願いします。

(後藤会長)

それではただいま御報告をいただきました、労働者側委員は小林委員と櫻井委員、使用者側委員は山岸委員と早川委員、また、公益委員は、事前に協議しております、今井委員と門野委員をお願いしたいと思います。

また、委員長と委員長代理につきましては、規程により、公益委員の中から委員が互選するということになっておりますが、検討委員会の席上で選出をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

お手元に配付させていただいております、一枚物ですね、「令和7年度 地域別最低賃金審議日程表」を御覧いただければと思います。

特定最低賃金検討委員会につきましては、8月19日、火曜日になりますが、午前10時から、山梨労働局の1階大会議室において開催予定となっております。

以上でございます。

(後藤会長)

それでは、ただいまの選出されました6名の委員の方におかれましては、この日程で検討していただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

## 【 (6) その他 】

(後藤会長)

それでは、議事を進めていきたいと思います。

(6)「その他」に入っていきますが。

何か、この場でお話をしたいことがございましたら、おっしゃっていただければと思います。

皆様で、何かございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、事務局から、何かございましたらお願いいたします。

(賃金室長)

最後に1点、説明させていただければと思います。

審議資料79、81ページを御覧いただければと思います。

79ページでございます。

山梨県労働組合総連合から、2025年7月18日付けで「急激な物価高騰と実質賃金低下のもとで最低賃金1,500円以上への引き上げと全国一律制を求める要請書」が提出されましたので報告させていただきます。

また、81ページでございます。

ユーコープ労働組合から、2025年7月17日付けで「2025年度・山梨地方最低賃金改定にあたっての意見書」が提出されましたので、併せて報告させていただきます。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

その他に何かございますでしょうか。

ないようでしたら、本日の審議はこれで終了したいと思います。

この後、引き続きこの会場で第2回専門部会が開催されますので、専門部会委員の皆様は引き続き、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と早川委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで終了したいと思います。

長時間お疲れさまでした。